

## 宮津市公共施設再編方針書（案）の市の検討・結果及び修正案

### <目次>

全体総括	..... P 1 ~ P 4
①宮津会館	..... P 5 ~ P 16
②保育所（上宮津・日置）	..... P 17 ~ P 18
③日置診療所	..... P 19
④児童遊園	..... P 21 ~ P 23
⑤安寿の里もみじ公園	..... P 25 ~ P 26
⑥公衆便所	..... P 27 ~ P 29

# 宮津市公共施設再編方針書(案)の市の検討・結果及び修正案

検討項目

全体総括

## 主な意見

### <市民の意見集約・進め方>

- “新しい生活様式”の視点をもって再検討のため、市民の声を十分聞いてください。
- いったん、白紙に戻し、コロナによる事柄や教訓をくみこんで、再度、市民の意見集約すべき。
- 本再編案が市民に周知されていない。市民全体が良く理解し、考える期間が必要。
- 説明会場を増やしてほしい。
- 他市での意見聴取の期間などの例を教えてください。
- 個々の議論がされるまでに方針を決定するのか。
- 重要な案件であり、もっと時間をかけて住民の意見を聞くべき。

### <公共施設再編する背景>

- 過去のツケをいまに回されても困る。
- フルセット行政からの脱却の必要理由が書いていない。

## 市の検討・結果

### <市民の意見集約・進め方>

○市の広報で2回特集を掲載し、市民説明会及び要望に応じた個別説明を開催し、パブリックコメントは3か月を越えて募集しており、できる限り丁寧に意見集約に努めたところです。

- ・市の広報4月号(全体概要)、6月号(地域別概要、進め方)
- ・市民説明会3回、個別説明会7回 延べ250人
- ・パブリックコメント30件(募集期間4/6~7/28)、他市パブコメ期間:2週間~1ヶ月
- ・市民委員4名(募集期間4/20~7/16)
- ・議会説明2回(3月議会、9月議会(9/1と10/6 全員協議会を予定))

○公共施設マネジメントの実施時期を遅らすことは、公共施設全体の老朽化が進行していくことにつながり、次代を担う子供たちへの負担を増やすことになるため、スケジュールに遅れることなくしっかりと取組みます。

### <近隣市の延床面積の削減目標と取組状況>

- ・福知山市:5年間で△11%、10年間で△23%、30年間で△45%目標 公共施設マネジメント基本計画(H27.10)
- ・舞鶴市:10年間で△12%目標 公共施設再生実施計画(H28.2)
- ・綾部市:10年間で△25%目標 公共施設等総合管理計画(H28.2)※個別施設計画策定(R2年度中)
- ・京丹後市:具体の目標値は未設定 公共施設等総合管理計画個別施設計画編(R2.3)

○本方針は、公共施設再編の全体的な流れと行政サービス全体として個々の施設の最適配置を定めるものです。個々の施設ごとには様々な事情がありますが、まずは一元的に全体の方針を定めることとし、個々の施設の議論は今後引き続いてしっかりと説明してまいります。(追加)

○今後、再編方針に基づく計画的なマネジメントを推進するため、全庁的な体制に加え、学識者・市民等の第三者による検討会議を毎年度開催し、進捗・施設状況等を情報開示の上、検討・議論を行い、必要に応じ方針の見直しを行ってまいります。(追加)

### <公共施設再編する背景>

○公共施設の適正な維持管理、計画性を持って進めてこれなかったこと、財政状況の悪化したことについては重く受け止めています。今後はこの様なことが無いよう公共施設マネジメントを行っていきます。

○人口や税収が減少する中、一つの市の中で全ての公共施設を維持することが困難となってきました。自動車など交通機関が発達する中、交通弱者等に配慮しながら、近隣市町とも連携し、効率の良い行政運営をするとともに宮津市の旧村単位のフルセット行政についても見直していく必要があると考えています。(追加)

<施設再編の5つの視点と検討手法>

- 住みたい田舎づくりをすべき
- 公共施設の再利用などで意欲のある地域への支援強化が必要である。

<施設再編の方針>

- サウンディング調査は誰がやるのか。民間事業者への利益供与であり、大々的な市民議論が必要ではないか。
- 利潤を生み出す、民間会社などが利用しやすい方向を提案する。

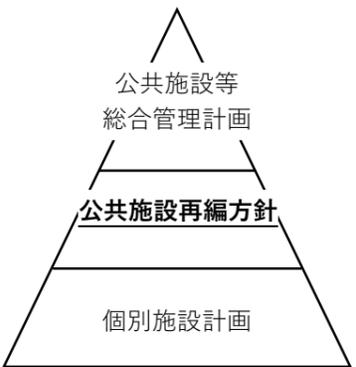
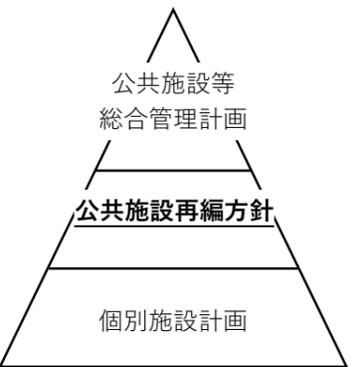
<施設再編の5つの視点と検討手法>

- 現在作成中の次期新総合計画及び次期行財政運営指針の中で、市のあり方、行財政のあり方について十分議論のうえ、反映していきます。
- 本再編方針は、総合計画及び行財政運営指針と密接に関連するため、計画期間の整合性を図るため、R2～R7の6年間で改め、R2～R12の11年間とします。(修正)。
- 廃止した公共施設の再利用を含め、地域活性化にはしっかりと取り組んでまいります。(追加)

<施設再編の方針>

- サウンディング調査は、全国の自治体が行き届くための仕組みが出来上がっており、京都府やコンサル会社のアドバイスも得ながら取り組むもので、該当する企業等が分かれば、タイミングにも留意しながら事前に報告いたします。
- 民間事業者とは一方的に片方の利益がでない、いわゆるWinWinとなる提案相手を探していくことになります。
- 公共だけでなく民間の力を借りることにより、公共施設のより有効な活用ができるよう努めてまいります。

【再編方針書（案）】

現行案	修正案
<p><b>II. 公共施設の再編方針書</b></p> <p><b>1. 目的</b></p> <p>平成28年3月に策定した「宮津市公共施設等総合計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、個別具体の施設について再編方針（集約化、休止、譲渡等）を取りまとめる。再編方針は、本市の背景を踏まえ、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、サービスの選択と集中等による公共施設の最適配置等を進めることにより、財政負担の軽減・平準化を行うもの。</p> <p><b>【公共施設マネジメントの体系】</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>『公共施設等総合管理計画』：市の公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す計画（平成28年3月策定）</li> <li>『公共施設再編方針』：総合管理計画に基づき、効果的な公共施設（建築物）の再編を進めるための方針を示すもの（令和2年6月策定予定）</li> <li>『個別施設計画』：総合管理計画、再編方針を踏まえ、個別施設（建築物）ごとの長寿命化及び計画的な維持保全等を定める計画（令和2年度予定）</li> </ul>	<p><b>II. 公共施設の再編方針書</b></p> <p><b>1. 目的</b></p> <p>平成28年3月に策定した「宮津市公共施設等総合計画」（以下「総合管理計画」という。）に基づき、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めていくため、個別具体の施設について再編方針（<u>継続使用、用途転用、集約化、休止、廃止、譲渡、貸付、除却</u>）を取りまとめる。再編方針は、本市の背景を踏まえ、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残さないため、サービスの選択と集中等による公共施設の最適配置等を進めることにより、財政負担の軽減・平準化を行うもの。</p> <p><u>個別施設の再編に当たっては、本再編方針に基づき、それぞれの施設所管部局から地元や関係者に説明し合意形成に努めながら進める。</u></p> <p><u>個別具体の施設には様々な事情があるが、まずは一元的に全体の方針を定めることが重要です。</u></p> <p><b>【公共施設マネジメントの体系】</b></p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>『公共施設等総合管理計画』：市の公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針を示す計画（平成28年3月策定）</li> <li>『公共施設再編方針』：総合管理計画に基づき、効果的な公共施設（建築物）の再編を進めるための方針を示すもの（令和2年9月策定予定）</li> <li>『個別施設計画』：総合管理計画、再編方針を踏まえ、個別施設（建築物）ごとの長寿命化及び計画的な維持保全等を定める計画（令和2年度予定）</li> </ul>

## 2. 計画期間

総合管理計画に合わせて「令和2年度～令和7年度」を再編方針の期間とする。ただし、長期的な視点での検討が必要になるため策定過程では10年先を想定しつつ「財政再建化に向けた取組」（令和元年度～令和5年度）に掲げた施設の再編を先行して実施する。

## Ⅲ. 施設再編の5つの視点と検討手法

### 1. 施設再編の5つの視点

#### (1) サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）

- ・行政以外でもサービスの提供・補完が可能なものは、休止・廃止し、市は行政で担うべきサービスに集中するとともに、サービス供給の適正化を図る。
- ・サービスの需要に対して供給が過大な施設（利用者の少ない施設など）は、集約・統合等により適正規模の施設で効果的なサービス供給を図る。

#### (3) 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等

- ・遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままの有償譲渡等を進める。
- ・現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。

## Ⅵ. 今後の取組について

### 1. 推進体制

#### (1) 全庁的な体制

再編方針に基づく計画的なマネジメントを推進するため、公共施設マネジメント庁内検討会議を最上位の組織とし、公共施設マネジメント作業部会を継続的に運営するとともに、公共施設再編方針に沿った公共施設個別施設計画の策定に合わせた組織を適宜設置し、庁内で横断的な連携を図るための組織づくりを進める。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整える。

#### (2) 庁内の役割分担

- ① 公共施設マネジメント担当部署（企画財政部財政課）  
再編方針の推進役として、公共施設マネジメント全体の進捗管理や個別事業間の調整を担う。
- ② 施設所管課  
再編方針に基づき、公共施設のあり方を見直すとともに、個別事業の実施主体となり、公共施設の維持・改修を進める。
- ③ 総合計画担当部署（企画財政部企画課）  
総合計画の実施計画やまちづくりのあり方の検討にあたり、公共施設マネジメント担当との連携を図りながら、将来にわたり安定した自治体経営に努める。
- ④ 民間へのサウンディング担当部署（企画財政部財政課）  
民間へのサウンディングを実施し、民間活用を図る。

## 2. 計画期間

今後の市のあり方及び行財政のあり方を定める次期の宮津市総合計画及び宮津市行財政運営指針との整合性を図るため「令和2年度～令和12年度」を再編方針の期間とする。ただし、長期的な視点での検討が必要になるため策定過程では10年先を想定しつつ「財政再建化に向けた取組」（令和元年度～令和5年度）に掲げた施設の再編を先行して実施する。

## Ⅲ. 施設再編の5つの視点と検討手法

### 1. 施設再編の5つの視点

#### (1) サービスの選択と集中（市民サービスの維持・確保）

- ・行政以外でもサービスの提供・補完が可能なものは、休止・廃止し、市は行政で担うべきサービスに集中するとともに、サービス供給の適正化を図る。
- ・サービスの需要に対して供給が過大な施設（利用者の少ない施設など）は、集約・統合等により適正規模の施設で効果的なサービス供給を図る。
- ・旧村単位で公共施設を揃えるフルセット行政についても、市全体での最適配置へ見直していく必要がある。

#### (3) 遊休施設及び再編に伴い不要となる施設の譲渡等

- ・遊休施設及び再編に伴い不要となる施設は、まずは現状有姿のままの有償譲渡等を進める。
- ・現状有姿での有償譲渡等が馴染まない施設は、当面休止とし、緊急性が高いものから計画的に除却する。
- ・地元が地域活性化目的での再利用を希望する場合は、活用方法等について協議を進める。

## Ⅵ. 今後の取組について

### 1. 推進体制

#### (1) 全庁的な体制

再編方針に基づく計画的なマネジメントを推進するため、公共施設マネジメント庁内検討会議を最上位の組織とし、公共施設マネジメント作業部会を継続的に運営するとともに、公共施設再編方針に沿った公共施設個別施設計画の策定に合わせた組織を適宜設置し、庁内で横断的な連携を図るための組織づくりを進める。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整える。

#### (2) 庁内の役割分担

- ① 公共施設マネジメント担当部署（企画財政部財政課）  
再編方針の推進役として、公共施設マネジメント全体の進捗管理や個別事業間の調整を担う。
- ② 施設所管課  
再編方針に基づき、公共施設のあり方を見直すとともに、個別事業の実施主体となり、公共施設の維持・改修を進める。
- ③ 総合計画担当部署（企画財政部企画課）  
総合計画の実施計画やまちづくりのあり方の検討にあたり、公共施設マネジメント担当との連携を図りながら、将来にわたり安定した自治体経営に努める。
- ④ 民間へのサウンディング担当部署（企画財政部財政課）  
民間へのサウンディングを実施し、民間活用を図る。

#### (3) 第三者検討会議による推進体制

再編方針に基づく計画的なマネジメントを推進するため、全庁的な体制に加え、学識者・市民等の第三者による検討会議を毎年度開催し、進捗・施設状況等を情報開示の上、検討・議論を行い、必要に応じ方針の見直しを行う。

公共施設マネジメント等に関するスケジュール

事項	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年～
公共施設等の事故等	東日本大震災 吊天井の落下事故 ミュージア川崎、九段会館 (2名死亡)等	中央自動車道笹 子トンネル崩落 事故	プール天井事故 連続発生			熊本地震 5市庁舎使用不 能		大阪北部地震 コンクリート崩倒壊				
国の動き	公共施設関係の計画策 定		インフラ長寿命 化基本計画決定	個別施設計画								
国や他の自治体	特定天井(吊天井)		特定天井等建築基準法の改正									
全国自治体への国 からの働きかけ等	計画策定期間(期限)			公共施設等総合管理計画の策定								
				個別施設計画の策定								
	公共施設等適正管理推 進事業債							公共施設等適正管理推進事業債の適用				継続要望
耐震診断	IS値(最低) 市役所0.1 宮津会館.023		市役所、宮津会 館等調査	● 専門機関の認証								
公共施設等総合管 理計画	平成28年3月策定済み					公共施設等総合管理計画の策定						
公共施設再編方針	令和2年9月予定							公共施設再編方針書の策定				
個別施設計画	令和3年3月予定								個別施設計画の策定			
個別施設の住民等 への説明及び実施	個別の施設による									個別説明会等の実施(施設ごと)		
公マネ第三者検討 会議	毎年度開催し、進捗状況 等を検討・確認									● 9月 ● 12月	● 12月	● 12月
市役所庁舎検討委 員会	庁内検討チームを設置 し、具体の対応方針を検 討									市役所庁舎の建替え・移設等を検討		
民間資金導入	サウンディング調査等 令和2年度大阪で実施 10月エントリー、3月実施									● 10月 ● 3月		

主な意見
<p>&lt;令和2年度末での休止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●フェーズ1 (5年以内の実施目標) だが、宮津会館だけ R2 年度末の休止が明文化されている。</li> <li>●災害時には避難誘導を行うことを承知して利用している中で、なぜ R2 年度末での休止か。</li> <li>●会館存続を望む声が多い中、あまり時間も無いため、R2 年度末での休止を延ばして良いのでは。</li> <li>●改修費用 10 億円以上の根拠もよく分からない中、休止を一旦保留して、市民の声を聞くべき。</li> </ul>
<p>&lt;庁舎の耐震安全性も低い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震性の問題なら、庁舎の方が Is 値も悪く優先されるべきではないか。</li> </ul>



市の検討・結果
<p>&lt;令和2年度末での休止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>コンクリートが中性化し、構造体力に影響を与える鉄筋の腐食が進行し、危険度が増しています。</u> (追加) コンクリートの表面が打ちっぱなしで中性化深さの進行は比較的大きく、構造体力に影響を与える鉄筋の腐食確率は約 25%で、余寿命はあと 10 年程度と予測され、その後 7 年経過し、構造体力の低下が更に進んでおり、危険度が増しています。 (建物の余寿命の推定結果 (H25)、業者確認(R2))</li> <li>○<u>Is 値 (構造耐震指標) の最小値が 0.23 で耐震安全性 (0.6 以上) を満たしていません。</u> <u>客席が吊天井で、空調等設備と合わせて落下の危険があります。(追加)</u> Is 値 0.23 は 0.3 未満であり、大地震 (震度 6~7 程度) で「倒壊または崩壊する危険性が高い」評価され、その後 7 年が経過する中、Is 値の低下が更に進んでいることも懸念されます。 大ホール客席の天井は、耐震仕様となっていない大きな吊天井であり、大地震で屋根の鉄骨架構が変形した場合に落下する可能性があり、更に天井裏の空調設備も落下する可能性があることから、人命の安全確保に支障が生じる恐れがあります。(耐震診断 (H25) 結果)</li> <li>○<u>宮津市の地震最大予測震度は、京都府の調査結果から、山田断層帯と郷村断層帯で震度 7、南海トラフ地震で震度 5 強が示されています。特に、南海トラフ地震 (M8~9 級の大地震) が 30 年以内に起こる確率は「70%~80%」と高いと政府の地震調査委員会から発表されています。(追加)</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・山田断層帯 最大予測震度 7、死者数 270 人、負傷者数 1,320 人、全壊 9,360 棟、半壊・一部半壊 6,600 棟</li> <li>・郷村断層帯 最大予測震度 7、死者数 230 人、負傷者数 1,270 人、全壊 8,690 棟、半壊・一部半壊 6,550 棟 (京都府地震被害想定調査結果 (2008) より)</li> <li>・南海トラフ地震 最大予測震度 5 強、死者数-人、負傷者数 10 人、全壊 530 棟、半壊・一部半壊 未調査 (内閣府のデータを基にした京都府被害想定 (2014) より)</li> </ul>                     ※南海トラフ沿いでマグニチュード (M) 8~9 級の大地震が 30 年以内に起こる確率が「70%~80%」に高まった。(政府の地震調査委員会 H30.2 発表)                 </li> <li>○<u>過去の大規模な吊天井落下事故として、東日本大震災において、ミュージア川崎シンフォニーホールや九段会館などがある。(追加)</u>  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュージア川崎シンフォニーホール (川崎市) 東日本大震災 (H23.3) 震度 5 強 H15 竣工、コンサートホールの吊天井が落下、利用されておらず人的被害なし。</li> <li>・九段会館 (東京都) 東日本大震災 (H23.3) 震度 5 強 S9 年竣工、大ホールの吊天井が落下、専門学校の卒業式中で 2 人死亡、多数負傷</li> </ul> </li> <li>○庁舎も Is 値 (最小) 本館 0.4、新館 0.13、別館 0.1 で、いずれも大地震 (震度 6~7 程度) で「倒壊または崩壊する危険性が高い」と評価となります。</li> <li>○今後の庁舎のあり方は、<u>庁内検討チームを設置し (追加)</u>、具体の対応方針を早期に策定する。</li> <li>○なお、災害対策本部機能は、耐震安全性を満たす防災拠点施設 (宮津与謝消防組合宮津分署 2 階) に設置しており安全性は確保している。</li> </ul>

#### <宮津会館の存続>

- 市内にコンサートなど鑑賞、学生の発表の場がなくなるのは寂しい(悲しい)。
- 音楽ホールの代替施設は市内に無く、1年でも2年でもいいので継続してもらいたい。
- スタインウェイピアノの様なすばらしいグランドピアノがあるホールは近隣にはない。
- サウンディングの結果でも良いので、音楽ホール機能あるホールを市内に残してもらいたい。
- オーケストラ、演劇など子供達に質の良い文化を提供する施設で、少子化対策にもなるのでは。
- 宮津会館は文化の象徴で、将来を担う子供達の文化性を高めることに寄与している。
- 宮津会館が廃止になったら、わざわざ舞鶴などの施設を利用しなければならない。
- 吹奏楽など学生の発表や、ウインドオーケストラなど団体の発表の場が無くなる。
- 宮津会館の廃止は、まちの魅力、まちへの愛着が無くなり、若者が戻ってこなくなる。
- 財政再建されても誇りも持てないまちになる。市民が高い文化意識を持てるよう存続を。
- 住みやすい町を目指すなら文化レベルの向上は必須で、人口減少対策として存続を検討すべき。

#### <耐震補強しての存続>

- 耐震基準は昭和56年に改正された、その時点で耐震改修すれば良かったのでは。
- 改修費用10億円以上で休止予定だが、存続の声があげれば残す選択もあるのか。
- 改修費用10億円以上の数字的な根拠は。
- 改修、更新費用は、詳細設計してもっと具体的な費用を示してもらいたい。
- 現施設は除却の方針だが、長寿命化の検討は行ったのか。
- コンクリート構造物は、耐用年数60年としているが、実際はそれ以上の使用も可能では。

#### <利用状況、収支状況>

- 宮津会館のホール利用日数は、年間60日程度だが、他施設との比較が知りたい。
- 稼働状況と収益性の状況は。

#### <サウンディング調査>

- コロナ禍でサウンディング調査への民間企業の意欲も心配され、いつ結果が出るかも不透明。
- サウンディング調査は、具体的にはどのように進めていくのか。
- 島崎エリアと庁舎のサウンディングなら民間事業者の利益に供する計画であり、大々的な市民的議論が欠かせない。

- こうした危険性から、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下(追加)、令和2年度末をもって宮津会館を休止します。

休止に当たっては、文化振興が衰退することがないように、市内学校等の音楽系行事等を対象にした近隣市町の音楽ホール代替活用支援等などの文化活性化策を検討します。(追加)

#### <宮津会館の存続>

- 耐震改修を含む大規模改修に10億円以上の多額の経費が見込まれます。

#### 建物の余寿命の予測から、改修しても長期間の使用は困難です。(追加)

耐震改修の概算費用が約3.2億円、大規模改修の費用が約7億円(直接工事費のみ)計10億円以上の多額な経費が見込まれる中、構造部のコンクリート寿命が中性化の影響で建物の余寿命が短いことから耐震化や改修しても長寿命化の効果は見込まれない。(耐震診断(H25)結果。建物の余寿命の推定結果(H25)、業者確認(R2))

- 利用は年60回程度であり、近隣の類似施設と比較して利用が少ない。

うち、音楽関係のイベントは16回と少なく、その他利用は、他の市施設での代替も可能です。

- ・宮津会館 大ホール800席(R元):利用件数46件、利用日数66日、利用率21.8%
- ・京都府丹後文化会館1,000席(H29):利用件数一件、利用日数157日、利用率51.1%
- ・京都府中丹文化会館1,000席(H29):利用件数一件、利用日数226日、利用率75.3%

- 年間負担1,370万円、1件の利用コストが約30万円となり、財政負担が大きい。

#### 宮津会館収支決算

管理経費:約1,600万円、利用料金:約230万円、収支不足(指定管理料):約1,370万円  
1件あたりの利用コスト(税負担) 約30万円(1,370万円/46件)

- 隣接して歴史の館文化ホールがあり、宮津会館の施設機能の多くが重複しています。宮津会館は、市の規模に対して明らかにホール規模が過剰であるが、文化ホールに統合も困難です。

歴史の館 文化ホール286席(R元):利用件数80件、利用日数95日、利用率31.1%  
歴史の館文化ホールは、新耐震で適当な規模であるが、音響が悪くまた舞台袖が無いなど音楽や舞台関係での利用には向かず、講演会利用等を除き代替施設とはならないことから、統合は困難です。

- 宮津会館の建替えには、除却費用も含めて多額の経費が必要であり財政的に困難です。

また、宮津会館以外にも周辺には廃止された市有施設が多くあり、島崎エリアの活性化もしていく必要があります。

- サウンディング調査にあつては、対象企業や構想が分かった段階で議会等へ報告します。(追加)

宮津会館の建替えには、解体費用も含めて約11億円(40万円×2,751㎡)(直接工事費のみ)の多額な経費と見込まれ、財政的に困難です。

宮津会館の機能(音楽ホール)を残す方策として、みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用したPPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用を目指し、企業へのサウンディング調査(民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査)を実施することにより、音楽ホールの確保を図ります。

●以上を踏まえて、まずは、宮津会館の音楽ホール機能を残す方策として、サウンディング調査等により民間活用等にチャレンジしていくこととし、民間活用等が不調となった場合は、近隣市町との連携や近隣施設等での代替活用を図ることとし、宮津会館を廃止します。

近隣施設等での代替活用は、みやづ歴史の館文化ホール（286席）と市民体育館を想定している。市民体育館の代替活用に当たっては、スポットクーラーの移設、式典用の音響設備・移動ステージ等の必要な整備を検討します。

## 【再編方針書（案）】

現行案	修正案
<p>1. 再編方針</p> <p>(3) 市民文化系施設</p> <p>&lt;主な再編施設の状況&gt;</p> <p>○ 宮津会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数 50 年を越え老朽化が著しく、平成 25 年度の耐震診断結果から、Is 値（構造耐震指標）※の最小値が 0.23 で耐震安全性（0.6 以上）を満たしておらず、吊天井落下の危険もある。</li> </ul> <p>・また、これらの解消を含む大規模改修に約 10 億円以上の多額の経費が <u>見込まれる</u>。一方、その利用頻度は年 60 回程度と <u>費用対効果は著しく低く</u>、また、人口から施設規模も過大であることから、本市が単独で維持することは困難であり、<u>令和 2 年度末をもって宮津会館を休止する</u>。</p> <p>・宮津会館の機能の確保に向けた方策として、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査※や有利な財源の確保、有識者の助言の聴取等を実施していく。</p>	<p>1. 再編方針</p> <p>(3) 市民文化系施設</p> <p>&lt;主な再編施設の状況&gt;</p> <p>○ 宮津会館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数 50 年を越え老朽化が著しく、平成 25 年度の耐震診断結果から、Is 値（構造耐震指標）※の最小値が 0.23 で耐震安全性（0.6 以上）を満たしておらず、吊天井落下の危険もある。</li> <li>・<u>耐震診断時の建物の余寿命の推定結果（H25）において、コンクリートの表面が打ちっばなしで中性化深さの進行は比較的大きく、構造体力に影響を与える鉄筋の腐食確率は約 25%で、余寿命はあと 10 年程度と予測され、その後 7 年経過し、構造体力の低下が更に進んでいる。</u></li> <li>・<u>Is 値 0.23 は 0.3 未満であり、大地震（震度 6～7 程度）で「倒壊または崩壊する危険性が高い」と評価され、その後 7 年経過する中、Is 値の低下が更に進んでいることも懸念される。</u></li> <li>・<u>大ホール客席の天井は、耐震仕様となっていない大きな吊天井であり、大地震で屋根の鉄骨架構が変形した場合に落下する可能性があり、更に天井裏の空調設備も落下する可能性があることから、人命の安全確保に支障が生じる恐れがある。</u></li> <li>・<u>宮津市の地震最大予測震度は、京都府の調査結果から、山田断層帯と郷村断層帯で震度 7、南海トラフ地震で震度 5 強が示されている。特に、「南海トラフ地震（M8～9 級の大地震）が 30 年以内に起こる確率は「70%～80%」と高い」と政府の地震調査委員会から発表されている。</u></li> <li>・<u>過去の大規模な吊天井落下事故として、神奈川県川崎市のミュージアム川崎シンフォニーホール（H23.3 東日本大震災 震度 5 強 利用者なく人的被害なし）や東京都の九段会館（東日本大震災 震度 5 強 2 名死亡等）などで大きな被害が出ている。</u></li> <li>・<u>こうした危険性から、市としては、施設利用者の安全性を確保できないとの判断の下、令和 2 年度末をもって宮津開館を休止する。</u></li> <li>・また、これらの解消を含む大規模改修に約 10 億円以上の多額の経費が <u>見込まれるが、改修しても建物の余寿命の予測から長期間の使用は困難です</u>。一方、その利用頻度は年 60 回程度と <u>他の類似施設と比較して著しく低く</u>、また、人口から施設規模も過大であることから、本市が単独で維持することは困難 <u>です</u>。</li> <li>・宮津会館の機能の確保に向けた方策として、「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査や有利な財源の確保、有識者の助言の聴取等を実施していく。</li> <li>・<u>サウンディング調査にあっては、対象企業や構想が分かった段階で議会等へ報告する。</u></li> </ul>

- ・民間活用等が不調となった場合は、近隣市町との連携や近隣施設等での代替活用を図ることとし、宮津会館を廃止する。

※Is 値（構造耐震指標）：建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などの耐震性能に関する要素を総合的に判断する指標

<震度 6 から 7 程度の地震に対する Is 値の評価>

- ・ Is < 0.3 : 倒壊または崩壊する危険が高い
- ・ 0.3 ≤ Is < 0.6 : 倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ 0.6 ≤ Is : 倒壊または崩壊する危険性が低い

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」

島崎エリアの眺望など優れた環境を活かし、休止せざるを得ない宮津会館の機能を残す方策として、みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用した PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用を目指し、企業へのサウンディング調査（民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査）を実施する。

【対象エリア等】宮津会館及びみやづ歴史の館、旧ふれあい交流館、旧労働会館、旧図書館を含む宮津市所有地

【条件】みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用し、音楽ホール(一般利用可)を含む地域活性化施設（ホテルや商業施設等を想定）を設置

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
38	宮津会館	除却・廃止	耐震安全性を満たしておらず吊天井落下の危険性もあることから、令和 2 年度末をもって休止する。人口規模に比べて過大であるため、音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。困難な場合は廃止する。

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」関連の再編方針

(1) 地域コミュニティ施設

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
1	みやづ歴史の館 (中央公民館、共有スペース)	用途転用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」において他の市有施設との統合を検討する。民間活用が不調となった場合、他の公共目的も含め活用を検討する。

- ・民間活用等が不調となった場合は、近隣市町との連携や近隣施設等での代替活用のため必要な施設整備を図ることとし、宮津会館を廃止する。

- ・なお、休止に当たっては、文化振興が衰退することがないように、市内学校等の音楽系行事等を対象にした近隣市町の音楽ホール代替活用支援等などの文化活性化策を検討します。

※Is 値（構造耐震指標）：建物の強度・靱性、形状やバランス、経年劣化などの耐震性能に関する要素を総合的に判断する指標

<震度 6 から 7 程度の地震に対する Is 値の評価>

- ・ Is < 0.3 : 倒壊または崩壊する危険が高い
- ・ 0.3 ≤ Is < 0.6 : 倒壊または崩壊する危険性がある
- ・ 0.6 ≤ Is : 倒壊または崩壊する危険性が低い

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」

島崎エリアの眺望など優れた環境を活かし、休止せざるを得ない宮津会館の機能を残す方策として、みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用した PPP/PFI による民間資金・民間手法の活用を目指し、企業へのサウンディング調査（民間事業者との対話を通じ、市場性の有無や実現可能性の把握、民間事業者が有するアイデアの収集等を行う市場調査）を実施する。

【対象エリア等】宮津会館及びみやづ歴史の館、旧ふれあい交流館、旧労働会館、旧図書館を含む宮津市所有地

【条件】みやづ歴史の館の建物及び周辺の市有地を活用し、音楽ホール(一般利用可)を含む地域活性化施設（ホテルや商業施設等を想定）を設置

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
38	宮津会館	除却・廃止	耐震安全性を満たしておらず吊天井落下の危険性もあることから、 <u>施設利用者の安全性が確保できないため、</u> 令和 2 年度末をもって休止する。人口規模に比べて過大であるため、音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。困難な場合は廃止する。 <u>なお、休止に当たっては、文化振興が衰退することがないように、市内学校等の音楽系行事等を対象にした近隣市町の音楽ホール代替活用支援等などの文化活性化策を検討します。</u>

※「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」関連の再編方針

(1) 地域コミュニティ施設

目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
1	みやづ歴史の館 (中央公民館、共有スペース)	用途転用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」において他の市有施設との統合を検討する。民間活用が不調となった場合、他の公共目的も含め活用を検討する。

(3) 市民文化系施設

目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
39	みやづ歴史の館 (文化ホール)	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。
40	みやづ歴史の館 (歴史資料館)	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。

(4) スポーツ施設

目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
43	市民体育館 (体育館)	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、そのイベント等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。

(6) 産業系施設

目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
59	シルバー人材センター事務所 (旧ふれあい交流館)	継続使用 譲渡	島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行い、民間活用とする場合は民間譲渡し、事務所機能を移転する。

(9) その他公共施設

① 庁舎関係

- 平成25年度の耐震診断から、本館はIs値(構造耐震指標)の最小値が0.40、新館は0.13、別館は0.10で、いずれも耐震安全性(0.6以上)を満たしていない。また、これらの解消を含む大規模改修に約15億円以上の多額の経費が見込まれる。
- 仮に、大規模改修を行ったとしても、本館が昭和37年建築で58年経過、新館が昭和49年建築で46年経過、別館が昭和36年建築で59年経過しており、建物本体の耐用年数50年から長期的な使用は困難である。
- こうした課題を踏まえ、今後の庁舎のあり方についてPPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。

目標フェーズ2 (概ね5年超~10年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
109	宮津市役所 (本館)	更新	耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方についてPPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。
110	宮津市役所 (新館)	更新	(同上)
111	宮津市役所 (別館)	更新	(同上)

(3) 市民文化系施設

目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
39	みやづ歴史の館 (文化ホール)	用途転用 継続使用	音楽ホール確保を条件とした島崎エリアの民間活用による民間活性化計画のためのサウンディング調査を行う。応募があれば用途転用し、民間活用が不調となった場合、文化ホールは宮津会館の機能代替として継続使用する。
40	みやづ歴史の館 (歴史資料館)	用途転用 継続使用	「島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査」の結果を踏まえ、施設の移転・廃止も含め、今後のあり方を検討する。

(4) スポーツ施設

目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
43	市民体育館 (体育館)	継続使用 集約化	宮津会館廃止の場合、そのイベント等の代替機能として音響設備・移動ステージ等の必要な整備を行う。

(6) 産業系施設

目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
59	シルバー人材センター事務所 (旧ふれあい交流館)	継続使用 譲渡	島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行い、民間活用とする場合は民間譲渡し、事務所機能を移転する。

(9) その他公共施設

① 庁舎関係

- 平成25年度の耐震診断から、本館はIs値(構造耐震指標)の最小値が0.40、新館は0.13、別館は0.10で、いずれも耐震安全性(0.6以上)を満たしていない。また、これらの解消を含む大規模改修に約15億円以上の多額の経費が見込まれる。
- 仮に、大規模改修を行ったとしても、本館が昭和37年建築で58年経過、新館が昭和49年建築で46年経過、別館が昭和36年建築で59年経過しており、建物本体の耐用年数50年から長期的な使用は困難である。
- こうした課題を踏まえ、今後の庁舎のあり方についてPPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。

目標フェーズ2 (概ね5年超~10年以内の実施を目標)

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
109	宮津市役所 (本館)	更新	耐震安全性を満たしておらず、老朽化も著しい。今後の庁舎のあり方についてPPP/PFIによる民間資金・民間手法の活用なども検討しながら、具体的な対応方針を早期に策定する。
110	宮津市役所 (新館)	更新	(同上)
111	宮津市役所 (別館)	更新	(同上)

⑧ 遊休施設

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
200	旧労働会館	除却	R1.10 末で施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。
201	旧宮津市立図書館	除却	H29.11 末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。

⑧ 遊休施設

目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
200	旧労働会館	除却	R1.10 末で施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。
201	旧宮津市立図書館	除却	H29.11 末の図書館移転に伴い施設閉鎖。跡地活用は、建物の除却費は市が負担する前提で、島崎エリアの民間活用による活性化計画のためのサウンディング調査を行う。

## 1. 建物概要

### 1-1 名称等

建物名： 宮津会館  
 所在地： 京都府宮津市字敦賀 2164  
 用途： 劇場その他

### 1-2 建物規模等

延床面積： 2,533.93 m<sup>2</sup>  
 階数： 地下なし、地上 3 階、塔屋あり（舞台上の鉄骨造の換気塔）  
 診断対象面積： 2,533.93 m<sup>2</sup>  
 竣工年度： 昭和 42 年度  
 構造種別： 鉄筋コンクリート構造（一部 SRC 構造、一部鉄骨構造）  
 基礎形式： 杭地業独立基礎  
 PC 杭φ300 長さ 6m, 8m 種別不詳（杭径は杭間隔 3D=900mm から推定）

### 1-3 設計図書等の保存

意匠図： あり                      構造計算書： あり  
 構造図： あり                      地質調査資料： なし

### 1-4 被災の有無

火災および自然災害による建物の被災は確認されていない。

### 1-5 改修歴

- (1) S.62 年度 建具・内装・設備の改修
- (2) H7 年度 外壁の改修
- (3) H10 年度 建具・内装・設備の改修



宮津会館 外観写真



## 2. 現地調査結果

### 2-1 建物の現況

- S.62 年度の設備更新の際に、客席下の機械室でダクトの新設が行われているが、建物の構造体が低下するような改修は行われていない。
- 1 階のエントランスおよび外部の入り口は、隣接する建物が撤去・新設された際に改修されているが、その他の建具は概ね竣工当時のままである。

### 2-2 躯体の劣化具合

- コールドジョイントを除けば、ひび割れの大半は開口周辺部の収縮によるものである。
- 鉄筋のかぶり厚さが不足していることもあり、一部の柱および梁で露筋が認められる。
- 北側エントランスの屋根を受けている梁において漏水が認められる。
- 不同沈下に伴う有害なひび割れは認められていない。
- 外壁面の改修を行う際には、躯体のひび割れの再確認を行い、0.2mm 以上のひび割れは補修することが望ましい。あわせて、屋根の防水改修において漏水を止める処理を検討する必要がある。



壁 漏水跡を伴うコールドジョイント



鉄筋の露出



スラブ 漏水跡を伴うひび割れ



壁 開口周辺のひび割れ（乾燥収縮）

### 3. コンクリートコアの試験結果

#### 3-1 圧縮強度試験結果

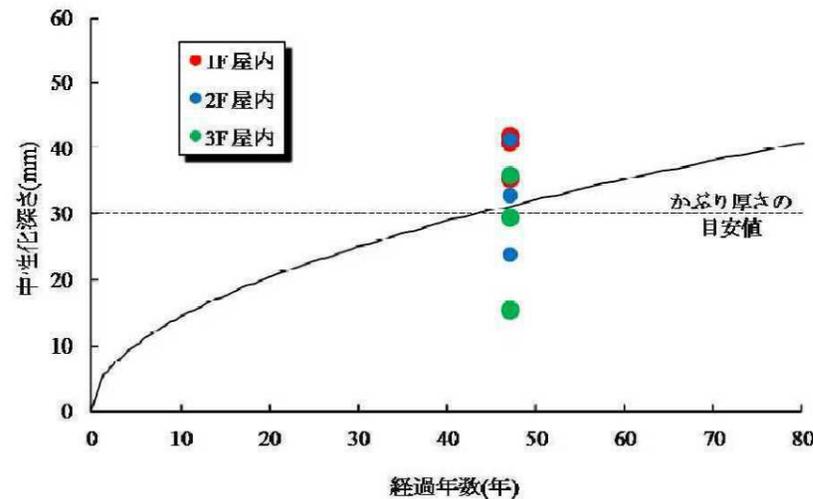
- 各階のコンクリートコアの補正圧縮強度は 21.6~41.0N/mm<sup>2</sup> であり、各階ともに全てのコアで設計基準強度の 17.6N/mm<sup>2</sup> (=180kgf/cm<sup>2</sup>) を上回っている。
- コンクリートの圧縮強度は十分に高く構造的な問題はない。

コンクリートコアの圧縮強度試験結果

階	資料番号	平均直径 (mm)	平均高さ (mm)	補正前の圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	補正係数	補正後の圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	平均値 (N/mm <sup>2</sup> )	標準偏差 (N/mm <sup>2</sup> )	変動係数 (σ/χ)	コアσ <sub>b</sub> (N/mm <sup>2</sup> )	設計強度 (N/mm <sup>2</sup> )	診断強度 (N/mm <sup>2</sup> )
1	1F-1	102.9	175.8	28.1	0.98	27.5	28.12	1.62	0.06	27.3	18	22.5
1	1F-2	83.3	136.1	27.7	0.97	26.9						
1	1F-3	83.3	125.9	31.2	0.96	30.0						
2	2F-1	83.6	147.2	22.0	0.98	21.6	30.16	9.90	0.33	25.2	18	22.5
2	2F-2	102.9	160.4	29.1	0.96	27.9						
2	2F-3	103.0	140.6	43.6	0.94	41.0						
3	3F-1	83.4	118.6	29.1	0.95	27.6	30.34	8.76	0.29	26.0	18	22.5
3	3F-2	83.4	96.0	44.1	0.91	40.1						
3	3F-3	102.9	129.8	25.0	0.93	23.3						

#### 3-2 中性化深さ測定結果

- 中性化深さの最大値は室内側（試験報告書では筒元側）で 15.5~42.0mm であり、鉄筋のかぶり厚さを 30mm とすれば、中性化深さは鉄筋の位置を超えているものと予想される。
- コンクリートの表面は打ち放しであるため、中性化深さの進行は比較的大きなものとなっている。



コンクリートコアの中性化深さ試験結果

【岸谷の中性化速度式】

水セメント比が 60% 以上の場合

$$y = \frac{0.3(1.15 + 3x)c^2}{R^2(x' - 0.25)^2}$$

水セメント比が 60% 未満の場合

$$y = \frac{7.2c^2}{R^2(4.6x' - 1.76)^2}$$

y: c まで中性化する期間 (年)

c: 中性化深さ (cm)

x: 水セメント比 (%) で x' = x/100

比較的低強度として 70% とする

R: 中性化率

普通セメントとして 1 とする

### 4. 構造体の診断結果

耐震判定値  $I_s \geq 0.6$  かつ  $C_{TU} \cdot S_D \geq 0.3$

北側ゾーン	X方向									Y方向								
	北側ゾーン									北側ゾーン								
	X方向 正加力									Y方向 正加力								
	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定
	3	1.02	1.00	0.65	1.00	0.93	0.60	0.65	OK	4	3.92	1.00	2.05	1.00	0.93	1.91	2.05	OK
	2	0.43	1.00	0.36	0.72	0.93	0.24	0.26	NG	3	1.19	1.00	0.72	1.00	0.93	0.67	0.72	OK
	1	0.90	1.00	0.90	1.00	0.93	0.84	0.90	OK	2	0.87	1.00	0.68	0.91	0.93	0.57	0.62	NG
										1	0.65	1.00	0.65	0.68	0.93	0.41	0.44	NG
	X方向 負加力									Y方向 負加力								
	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定
	3	0.89	1.00	0.57	1.00	0.93	0.53	0.57	NG	4	3.92	1.00	2.05	1.00	0.93	1.91	2.05	OK
	2	0.41	1.00	0.35	0.72	0.93	0.23	0.25	NG	3	1.22	1.00	0.74	1.00	0.93	0.69	0.74	OK
	1	0.82	1.00	0.82	1.00	0.93	0.76	0.82	OK	2	0.81	1.00	0.63	0.91	0.93	0.53	0.57	NG
										1	0.68	1.00	0.68	0.68	0.93	0.43	0.46	NG
	注) 北側ゾーンの X 方向は 3 階建てとして診断を行っている																	
	RC造の自立壁																	
	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定
	3	6.55	1.00	4.16	1.00	0.93	3.86	4.16	OK	3	6.55	1.00	4.16	1.00	0.93	3.86	4.16	OK
	2	1.84	1.00	1.53	1.00	0.93	1.42	1.53	OK	2	1.84	1.00	1.53	1.00	0.93	1.42	1.53	OK
	1	1.09	1.00	1.09	1.00	0.93	1.01	0.88	OK	1	1.09	1.00	1.09	1.00	0.93	1.01	0.88	OK
	X 方向: 2,3 階で I <sub>s</sub> 値が 0.6 を下回っている。 Y 方向: 1,2 階で I <sub>s</sub> 値が 0.6 を下回っている。																	
	鉄骨ブレース、耐震壁の増設、階段吹き抜け部の床増設などの補強が必要																	
	X方向 正加力									Y方向 正加力								
	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定
	4	2.38	1.00	1.49	1.00	0.93	1.38	1.49	OK	4	2.21	1.00	1.38	1.00	0.93	1.28	1.38	OK
	3	1.09	1.00	0.78	0.85	0.93	0.62	0.66	OK	3	1.12	1.00	0.80	1.00	0.93	0.74	0.80	OK
	2	0.94	1.00	0.78	1.00	0.93	0.73	0.78	OK	2	0.59	0.80	0.39	1.00	0.93	0.36	0.49	NG
	1	0.97	1.00	0.97	1.00	0.93	0.90	0.97	OK	1	0.73	1.00	0.73	1.00	0.93	0.68	0.73	OK
	X方向 負加力									Y方向 負加力								
	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定	階	C	F	E0	SD	T	I <sub>s</sub>	CT・SD	判定
	4	2.33	1.00	1.46	1.00	0.93	1.35	1.46	OK	4	2.21	1.00	1.38	1.00	0.93	1.28	1.38	OK
	3	1.08	1.00	0.77	0.85	0.93	0.61	0.66	OK	3	1.12	1.00	0.80	1.00	0.93	0.74	0.80	OK
	2	0.93	1.00	0.77	1.00	0.93	0.72	0.77	OK	2	0.59	0.80	0.39	1.00	0.93	0.36	0.49	NG
	1	0.97	1.00	0.97	1.00	0.93	0.90	0.97	OK	1	0.73	1.00	0.73	1.00	0.93	0.68	0.73	OK
	X 方向: I <sub>s</sub> 値は 0.6 を超えている。 Y 方向: 2 階で I <sub>s</sub> 値が 0.6 を下回っている。																	
	控え室の外壁部分に構造スリットが必要																	
	その他必要な補強																	
	● 屋根トラス、屋根水平材、塔屋の補強が必要 (鉄骨部分の補強)																	
	● 北側屋上の自立壁の補強 (斜めの外壁)																	

### 5. 建築非構造部材の診断結果

- 既存の建具およびガラスはガスケットが取られていないので、建物に大きな変形が生じた場合に破損する恐れがある。
- 特に、客席の天井は耐震仕様となっていない大きな天井なので、屋根の鉄骨架構が変形した場合に、客席に天井が落下する可能性がある。

部位	診断項目	評価	備考
外壁および仕上げ	ALCパネル	取り付け金具が堅固でない 変形に追従できる構法でない	鉄骨架構に取り付いているので 大きな変形が生じた場合に、崩 落の可能性がある
内壁および仕上げ	ラスモルタル	変形に追従できる構法でない	
壁、天井、床	仕上材	不燃化の材料でない	火災時の延焼が抑止できない
建具・ガラス	既存のもの	硬化性パテで固定	大地震時に破損する恐れがある
天井	吊り天井（客席）	天井と廻り縁が固定されている 吊ボルトの間隔が大きい	大地震時に落下の可能性がある
家具	什器類	転倒防止策がとられていない	家具の転倒が懸念される



外壁 ALCパネル



内壁 ラスモルタル



建具・ガラス（既存のもの）



天井（客席）

### 6. 建築設備の診断結果

- 建築設備の耐震診断に関する結果を設備項目ごとに下記表に示す。
- 落下等により人命の安全確保に関する設備については改修が望ましい。

	設備種目	問題点	診断結果
1	受変電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引込柱に支線なし。</li> <li>・機器類にナットの緩みあり。</li> <li>・変圧器に耐震ストッパが取り付けられていない。</li> <li>・可とう導体に絶縁セパレータ等が取り付けられていない。</li> </ul>	設備機器の破損は生ずるが、人命の安全確保に影響を及ぼさない。
2	自家発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へり空き寸法が十分に取られていない。</li> </ul>	設備機器の破損は生ずるが、人命の安全確保に影響を及ぼさない。
3	電力幹線設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立形分電盤の頂部支持材による固定がされていない。</li> <li>・アンカーボルト部に腐食がある。</li> <li>・管の支持間隔が2mを超過している。</li> <li>・金属ダクトの振れ止めが施されていない。</li> </ul>	金属ダクト等の落下により、人命の安全確保に支障が生ずるおそれがある。
4	照明設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランプの落下防止措置が取られていない。</li> <li>・レースウェイの振れ止め（天井からの斜め材）が施されていない。</li> </ul>	ランプ、レースウェイ等の落下により、人命の安全確保に支障が生ずるおそれがある。
5	通信幹線設備		問題なし
6	自動火災報知設備		問題なし
7	非常放送設備		問題なし
8	給水設備		問題なし
9	排水設備		問題なし
10	ガス設備		問題なし
11	空気調和設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天井設置機器に振れ止めが施工されてません。</li> <li>・冷温水配管に振れ止めが施工されてません。</li> <li>・吸込吹出口ボックスに振れ止めが施工されておりません。</li> <li>・一部床置機器のアンカーボルトが設置されておりません。</li> </ul>	吹出口等の落下により、人命の安全確保に支障が生ずるおそれがある。



照明設備（ホワイエ）



空気調和設備（客席天井裏）

## RC 造建物の耐用年数について

### 1. 余寿命の定義

- コンクリートが中性化して、構造耐力に影響を与える程度に鉄筋が腐食した時点をも寿命と定義する。
- 中性化と鉄筋腐食による鉄筋コンクリート部材および鉄筋コンクリート造建築物の物理的寿命は、以下の①～⑦の手順に添って推定する。

- ① コンクリートの中性化深さの平均値  $\bar{C}_t$
- ② コンクリートの中性化深さの変動係数  $v$
- ③ 鉄筋のかぶり厚さの平均値  $\bar{D}$
- ④ 鉄筋のかぶり厚さの標準偏差  $\sigma$
- ⑤ 調査時における経過年数  $t_1$
- ⑥ 鉄筋の腐食確率  $P_0$  を設定する
- ⑦ 中性化速度係数  $A$  および中性化速度式  $C_t$

$$A = \bar{C}_{t_1} / \sqrt{t_1}$$

$$C_t = A\sqrt{t}$$

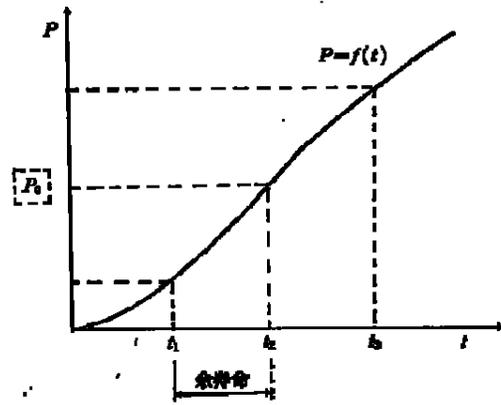


図-1 余寿命予測の説明図

余寿命 =  $t_2 - t_1$  と定義する

- t2: 鉄筋の腐食確率  $P_0$  に到達する経過年数  
→ 建築物の重要度や現状の劣化状況などから設定
- t3: 構図耐力が低下する程に鉄筋が腐食する経過年数  
→ 腐食確率 50%以上が目安

表-1 鉄筋の腐食確率と劣化症状との対応

鉄筋の腐食確率 P(%)	劣化症状の発生状況
$P < 0.5$	健全で劣化症状が認められない
$0.5 \leq P < 3$	小数の微小なひび割れ (錆汁*)
$3 \leq P < 15$	各所にひび割れ (錆汁*)、小数の剥離・剥落
$15 \leq P < 50$	各所に剥離・剥落や鉄筋露出
$50 \leq P$	半分以上の面に剥離・剥落や鉄筋露出

\* 錆汁は屋外の場合に顕著に現れる

表-2 耐用年数を考える鉄筋の腐食確率の目安値

鉄筋の種類 損傷を与える可能性* 構造物の重要性	鉄筋の種類		
	柱・はりの主筋	その他の鉄筋 (フープ、スターラップ、壁筋、スラブ筋)	
	有	無	
特大	3% 以下	7% 以下	15% 以下
大	5% 以下	15% 以下	30% 以下
普通	10% 以下	30% 以下	50% 以下

\* 損傷を与える可能性: 鉄筋腐食によりコンクリートが剥落した際に人身や器物に損傷を与える危険性

### 2. コンクリートの中性化深さ (コンクリートコアの調査結果による)

- 宮津会館は建物竣工後に 47 年以上経過している。
- 中性化深さの実測値は、既に鉄筋位置を越えている。

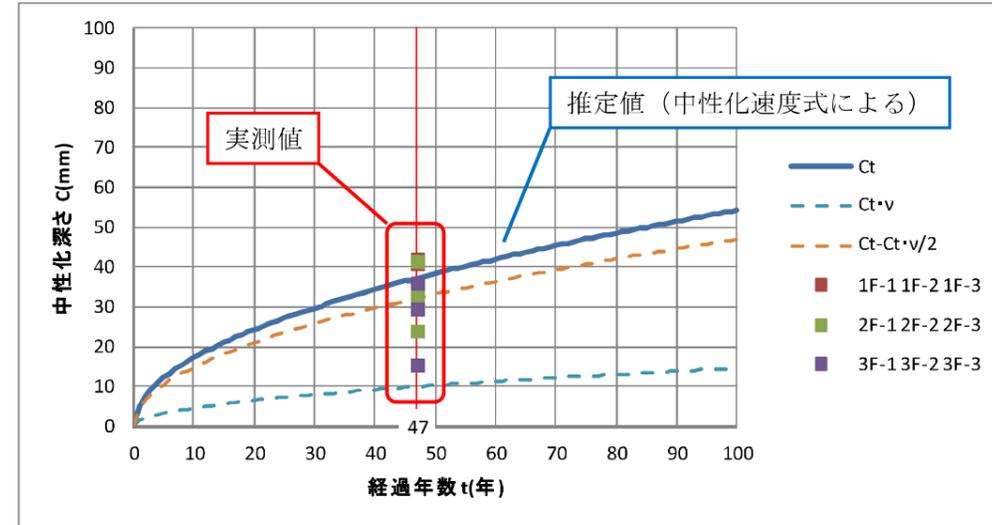


図-2 建築物の経過年数とコンクリートの中性化深さの関係

#### 【パラメータの設定】

コンクリートの水セメント比  
コンクリートコアの圧縮強度試験結果  
 $\sigma_c = 25.2 \text{ N/mm}^2$  から  $\chi = 57\%$  と仮定

コンクリートの中性化深さの変動係数  
実測値より  $v = 0.27$

かぶり厚さの平均値  $D = 30 \text{ mm}$  と仮定  
(設計上の規定値)

かぶり厚さの標準偏差  $\sigma = 30 \times 0.5 = 15 \text{ mm}$   
と仮定  
(変動係数を 0.5 とやや大きめに設定)

経過年数による中性化深さの平均値

$$\bar{C}_t = \alpha \beta \gamma \sqrt{t}$$

$\alpha = 1.0$  (屋外面で風雨に曝される場合)

$\alpha = 1.7$  (屋内面の場合)

コンクリートコアは屋内から採取しているため  $\alpha = 1.7$  とする。

$\beta = 1.0$  (仕上げ無しの場合)

$\beta < 1.0$  (仕上げがある場合、通気性の小さい仕上げ材ほど  $\beta$  は小さい)

ホワイエ、舞台および天井裏は打ち放しなので  $\beta = 1.0$  とする。

$$\gamma = \frac{R(\chi - 0.25)}{\sqrt{0.3(1.15 + 3\chi)}} \quad (\chi \geq 0.6)$$

$$\gamma = 0.37R(4.6\chi - 1.76) \quad (\chi \leq 0.6)$$

### 3. 余寿命の推定結果

- 現時点での経過年数 47 年では鉄筋の腐食確率は 25%程度と予想される。
- 耐用年数となる鉄筋の腐食確率 30%に到達するにはあと 10 年程度と予想される。

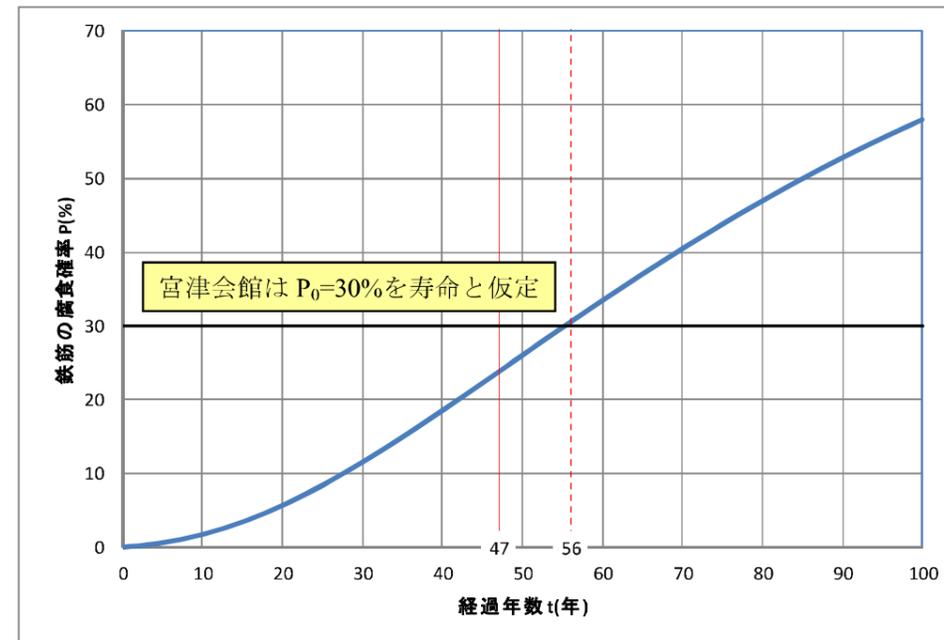
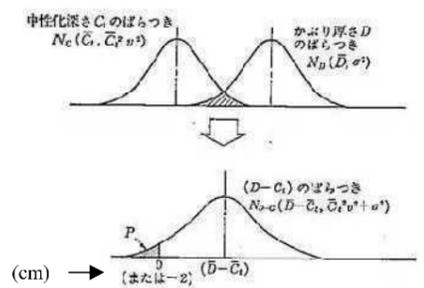


図-3 鉄筋の腐食確率の算定結果

#### 【鉄筋の腐食確率 $P_0$ 】



正規分布

$$f(D-C) = \frac{1}{\sqrt{2\pi(C^2\gamma^2 + \sigma^2)}} \cdot \exp\left[-\frac{\{(D-C) - (\bar{D} - \bar{C}_t)\}^2}{2(C^2\gamma^2 + \sigma^2)}\right]$$

屋外面で風雨に曝される場合

$$P_1 = \int_{-\infty}^{\infty} f(D-C) d(D-C)$$

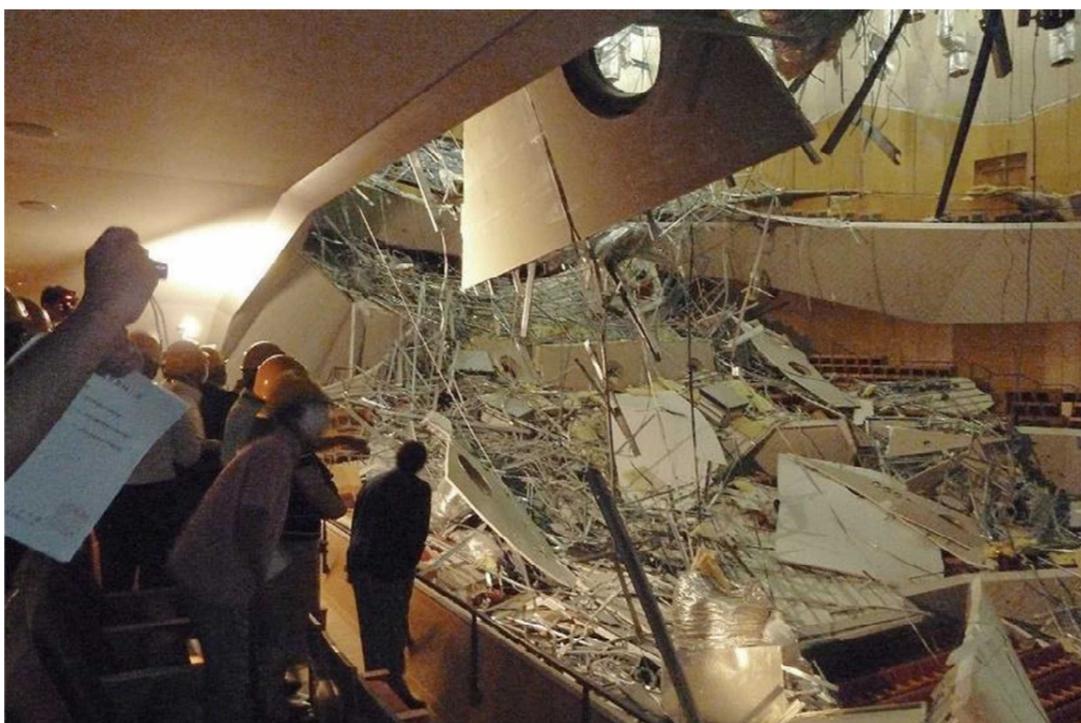
屋内面の場合

$$P_2 = \int_{-\infty}^{20} f(D-C) d(D-C)$$

## 東日本大震災における天井脱落事故事例

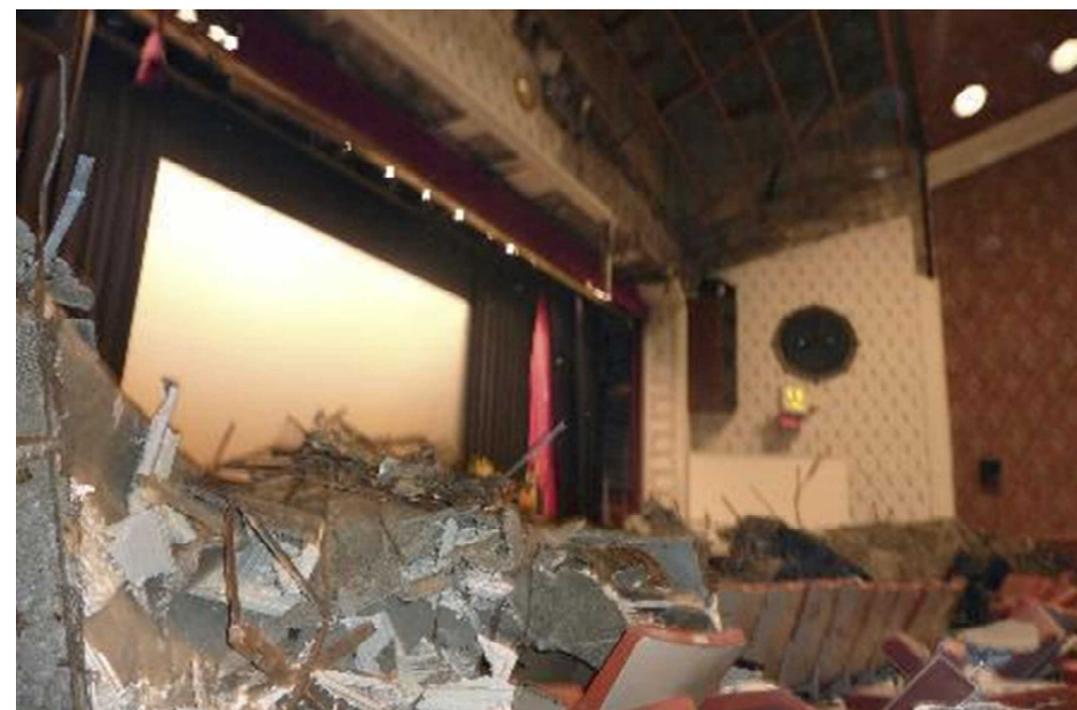
■ ミューザ川崎（川崎市） 建築時期：平成 15 年

- 天井の 7 割が落下したが、利用中ではなかったため人身被害はなし



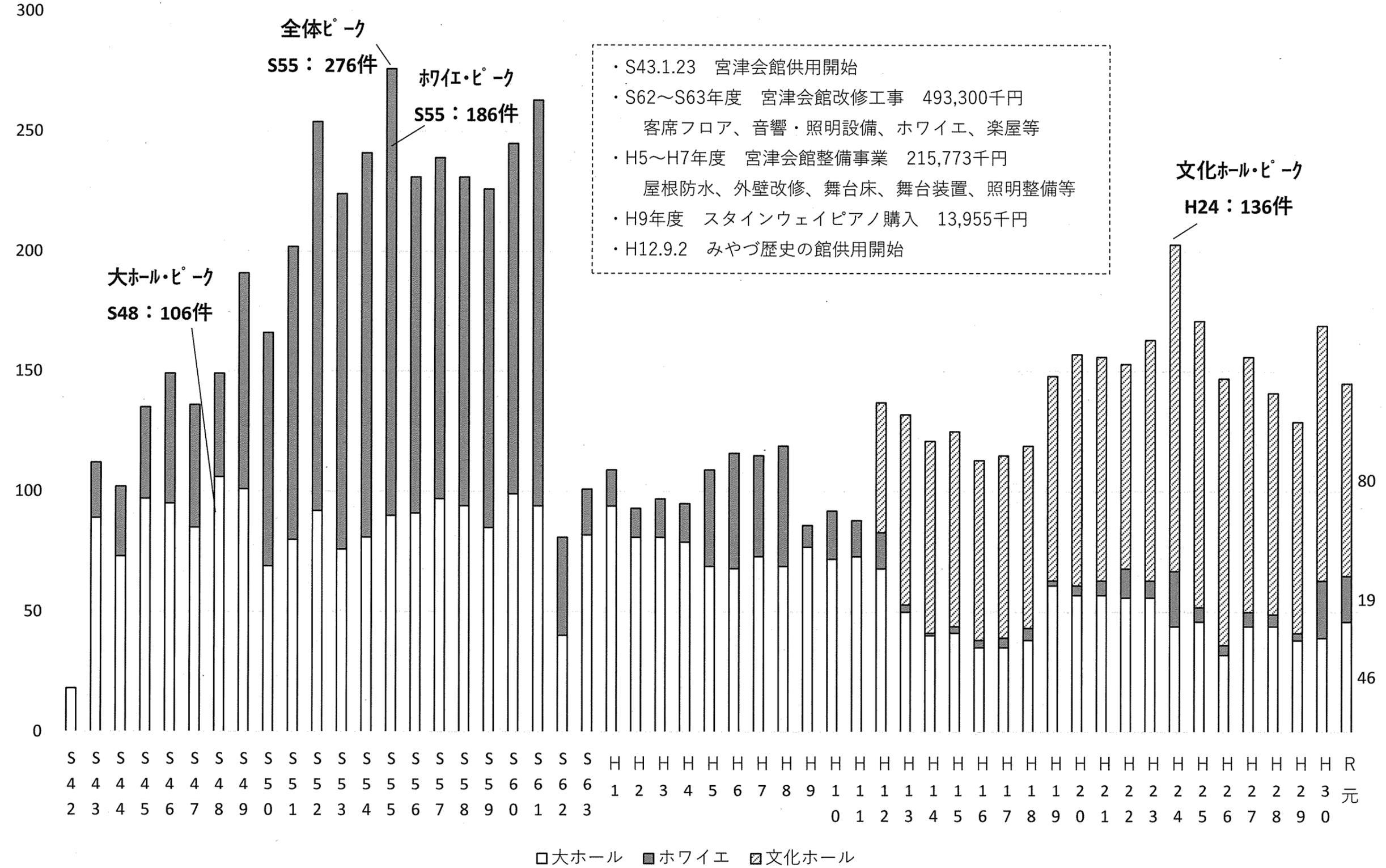
■ 九段会館（東京都千代田区） 建築時期：昭和 7 年

- 専門学校の卒業式が挙行されており、出席者 593 名のうち 2 名が死亡



# 宮津会館と文化ホールの利用件数の推移

件



主な意見

<上宮津保育所の存続>

- 上宮津保育所は移住で子供も増えつつあるのに何故廃止するのか。
- 子どもがはじめて家庭から出て地域への愛着を育む場であり、過疎対策上重要。
- 子供が持続して学び育つ場として、現在の少人数・小規模の保育を維持すべき。
- 小規模保育は一人ひとりの子どもに寄り添えるというメリットもある。
- コロナを機に少人数学級が見直されている。障害のある子にとってもそうした環境は重要。
- 保育所を閉鎖するのではなく、保育地域割りの再編や定員見直し、より預けやすい保育体制の工夫等により、豊かな保育に取り組むことを考えるべき。
- 地域に0歳児保育がないので仕方なく他地域の保育所に行く事例もあり、もっと利用しやすい施設運営をしてもらいたい。



市の検討・結果

<上宮津保育所の存続>

○市内全体の3歳～5歳児（H30）313人→（R6見込み）231人（△26%）と減少する見込みであり、減少を織り込んだ形で、市全体の保育サービスを検討する必要があります。

○そうした中で、H14年から順次、宮津、吉津、府中の公立保育所を民間へ移行するなどにより、民間保育サービス量が充足しており、第2期子ども・子育て支援事業計画（R2.3）において公立保育所の統廃合などを検討することとしています。

公立保育所を民間へ移行。（H14 亀ヶ丘保育園、H20 吉津子ども園、H24 府中子ども園）

○上宮津保育所等は、入所児童数が10名と少なく、また、市全体の児童数が減少する中、近隣地域の民間保育園でも受入可能であり、市全体の保育サービスの維持や最適化を図る観点が必要です。

・上宮津保育所の入所児童数（H26）13人（H27）12人（H28）17人（H29）13人（H30）10人  
 ・市全体の入所児童数（H26）334人（H27）324人（H28）332人（H29）327人（H30）324人  
 ・上宮津地区の0歳～5歳児（H元）165人→（R2）24人（△85%）  
 ・市全体の0歳～5歳児（H元）1,636人→（R2）553人（△66%）  
 ・近隣の保育園等（ ）内は昨年度  
 亀ヶ丘52人（52人）、たんぼぼ64人（57人）、みずほ63人（65人）、  
 キッズスクール19人（19人）、吉津子ども園分園23人（14人）

○保育所運営には人件費等に多額の経費が必要であり、財政健全化の中で統合が必要です。

・運営経費（R2予算）約3,000万円（人件費約2,800万円、維持管理経費約200万円）

<移住・定住促進への悪影響>

○地域の移住・定住促進については、市の懸案事項としてしっかりと取組んでいくこととしており、地域と相談しながら進めてまいります。

○児童数が減少する中、保育サービスの確保と、第2期子ども・子育て支援事業計画（R2.3）に基づき実施するもので、地域の移住・定住促進については、別途、現在作成中の次期総合計画の中で、十分議論のうえ、反映していきます。

<廃所時期の見直し>

○廃所に当たっては、再編方針決定後も地元・関係者にしっかりと説明してまいります。

●市全体の保育サービスの維持や最適化を図る観点、また財政上の観点から上宮津保育所を廃止します。

令和3年度の募集停止については、引き続き地元協議を行い、募集開始期限の10月末までに判断することとします。（追加）

移住・定住促進については、しっかりと取組んでいくこととします。

<移住・定住促進への悪影響>

- 先日の説明会でも保育所廃止を望む住民は居なかった。説明に終わらず住民の声を聞いてほしい。
- 上宮津地区では平成28年度から現在まで、13所帯38名（うち子ども16名）が移住しており、地域が進める移住・定住促進にとって上宮津保育所は不可欠な施設。
- 市が保育サービスから手を引くような姿勢で今後UIターンを促進できるのか。

<廃所時期の見直し>

- 令和3年度の上宮津保育所入所募集停止は行わないで頂きたい。
- 上宮津地域の意向（上宮津保育所の存続（民間による経営も選択肢とて含む）を前提とし、再編方針（案）の対応方針にある概ね5年以内で地域と共同して検討を行っていただきたい、
- 現時点での上宮津地域の認識は、行政の廃所説明に納得していない。行政との十分な意見交換が出来ていない。地域内で子育て所帯との意見交換が出来ていない。

<日置保育所のフェーズ2への記載>

- 日置・世屋地区の子どもは増加している中、フェーズ2であっても廃止検討との方針は根拠が無く、現状維持の方針としてもらいたい。
- 保育所の廃止は、せっかく増えている地域の若者の移住・定住促進の妨げになることが懸念される。

<日置保育所のフェーズ2への記載>

○市内全体の3歳～5歳児（H30）313人→（R6見込み）231人（△26%）と減少する見込みであり、減少を織り込んだ形で、市全体の保育サービスを検討する必要がある。

○現在の日置保育所の入所児童数は、定員割れが続くものの一定数の児童数があり、今後の入所児童数の推移により、5年後のフェーズ2での統廃合を検討します。

・日置保育所の入所児童数（H26）15人（H27）13人（H28）13人（H29）13人（H30）13人

○地域の移住・定住促進については、市の懸案事項としてしっかりと取組んでいくこととしており、地域と相談しながら進めてまいります。

●市内全体の3歳～5歳児の人口は減少する見込みであることを踏まえ、フェーズ2において、今後の入所児童数の推移により（追加）、市全体の保育サービスの維持や最適化を図る観点、また財政上の観点から日置保育所の統廃合を検討します。

移住・定住促進については、次期総合計画の中で、十分議論のうえ、反映していきます。

【再編方針書（案）】

現行案		修正案																																																	
<p>(2) 学校教育施設及び子育て支援施設</p> <p>&lt;主な再編施設の状況&gt;</p> <p>○ 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少していることから、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討する。施設の譲渡等又は用途転用の方向で見直す。</li> </ul> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>上宮津保育所</td> <td>譲渡・除却</td> <td>入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。</td> </tr> </tbody> </table> <p>目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>日置保育所</td> <td>譲渡用途転用</td> <td><u>入所児童数が減少しており</u>、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>養老保育所</td> <td>譲渡用途転用</td> <td><u>入所児童数が減少しており</u>、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。</td> </tr> </tbody> </table>		番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	26	日置保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数が減少しており</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。	27	養老保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数が減少しており</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。	<p>(2) 学校教育施設及び子育て支援施設</p> <p>&lt;主な再編施設の状況&gt;</p> <p>○ 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子化等により全体の児童数が減少し、公立・私立ともに入所児童数が減少していることから、市内の保育サービスの維持を図りながら公立保育所の統廃合を検討する。施設の譲渡等又は用途転用の方向で見直す。</li> </ul> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25</td> <td>上宮津保育所</td> <td>譲渡・除却</td> <td>入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。<u>令和3年度の募集停止については、引き続き地元協議を行い、募集開始期限の10月末までに判断する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>26</td> <td>日置保育所</td> <td>譲渡用途転用</td> <td><u>入所児童数の推移により</u>、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>養老保育所</td> <td>譲渡用途転用</td> <td><u>入所児童数の推移により</u>、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。</td> </tr> </tbody> </table>		番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。 <u>令和3年度の募集停止については、引き続き地元協議を行い、募集開始期限の10月末までに判断する。</u>	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	26	日置保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数の推移により</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。	27	養老保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数の推移により</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。
番号	施設名			今後の対応方針																																															
		方針	内容																																																
25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。																																																
番号	施設名	今後の対応方針																																																	
		方針	内容																																																
26	日置保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数が減少しており</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。																																																
27	養老保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数が減少しており</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。																																																
番号	施設名	今後の対応方針																																																	
		方針	内容																																																
25	上宮津保育所	譲渡・除却	入所児童数が減少しており、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等の方向で見直す。 <u>令和3年度の募集停止については、引き続き地元協議を行い、募集開始期限の10月末までに判断する。</u>																																																
番号	施設名	今後の対応方針																																																	
		方針	内容																																																
26	日置保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数の推移により</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。																																																
27	養老保育所	譲渡用途転用	<u>入所児童数の推移により</u> 、今後の保育サービスの維持を図りながら統廃合を検討する。施設は譲渡等又は用途転用の方向で見直す。																																																

主な意見
<p>&lt;地区の健康・命に係る施設で廃止反対&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●どんな地域に暮らす住民も安心できるよう医療を充実すべきであり、診療所廃止には反対。</li> <li>●コロナ禍で日本の医療体制の脆弱性が明らかとなったが、効率のみに目を向けず診療所を存続すべき。</li> <li>●車に乗れない高齢者の多い日置地区において住民の命と健康を守る重要な施設であり、切実に存続を望む。</li> <li>●日置地域のような過疎地域の医療事情を鑑みれば、診療所廃止は地域の衰退に繋がりがねない。</li> <li>●へき地の地域医療を確保し、住民の安心安全を守ることは行政が責任をもって担うべき分野であり、施設の老朽化、財政難、医師の意向を理由に廃止すべきでない。</li> <li>●地域医療の存続を診療所を運営する医師個人に頼る状態を市は長年看過していた。他市町では他の病院から医師を呼んでいる例もある。行政としてしっかり取り組んでほしい。</li> </ul> <p>&lt;地域医療のあり方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●橋北地域全体の地域医療のビジョンが市から示されていない中での廃止は受け入れられない。</li> <li>●日置診療所が廃止となった場合の受け皿である府中診療所は、駐車場、待合室が狭いなどの課題があり、交通手段の確保対策も必要。</li> </ul> <p>&lt;日置・世屋地区自治連の要望&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●診療所を存続させるとともに、区民の命と健康を守る医療体制を整備してください。</li> <li>●多くの区民が通院し治療を受けており、区民にとって必要不可欠な施設である。</li> <li>●とりわけ当地のような過疎地の医療事情を鑑みれば診療所などの医療機関を廃止することは、地域の衰退を招きかねない。</li> <li>●将来、子どもや若者が安心して住める地域づくりを進めていく上でも、絶対存続させるべき。</li> <li>●コロナ禍で医療体制の一層の整備・充実が求められている。</li> </ul>

市の検討・結果
<p>&lt;地区の健康・命に係る施設で廃止反対&gt;</p> <p>○日置診療所は、民営の府中診療所の医師に、市有建物を使用貸借契約した上で、診療体制上非効率な2か所診療の負担をかけています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準のS44建築の木造建物で、50年以上経過しており老朽化が著しい。</li> <li>・府中診療所の医師と市有施設の使用貸借契約</li> <li>・へき地及び複数個所での診療所運営の困難性を考慮し、医師へ運営支援</li> </ul> <p>○施設の老朽化が著しく大規模改修又は建替えには多額な経費が必要であり財政的に困難です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旧耐震基準のS44建築の木造建物で、50年以上経過しており老朽化が著しい。</li> <li>・大規模改修3,280万円(20万円×164㎡)、建替え5,904万円(36万円×164㎡) ※直接工事費のみ</li> </ul> <p>○宮津市の旧村単位のフルセット行政についても見直していく必要があります。</p> <p>○現在作成中の次期総合計画の中で、地域活性化について十分議論のうえ、反映していきます。</p> <p>&lt;地域医療のあり方&gt;</p> <p>○府中診療所、養老診療所を含め橋北地域の医療のあり方を検討するため、府、市、専門家等による検討会議を設置し検討していきます。</p> <p style="text-align: center;"></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記を踏まえて、施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討します。</li> <li>●<u>なお、橋北地域の医療のあり方について別途検討します。(追加)</u></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃止の時期は、橋北地域の医療のあり方の検討を踏まえて判断します。</li> </ul>

【再編方針書(案)】

現行案	修正案																				
<p>(8) 保健・福祉系施設</p> <p>目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>106</td> <td>日置診療所</td> <td>譲渡・除却</td> <td>施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※府中診療所、養老診療所については現状のまま維持する施設であるため対応方針の記載なし</p>	番号	施設名	方針		方針	内容	106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。	<p>(8) 保健・福祉系施設</p> <p>目標フェーズ1 (概ね5年以内の実施を目標)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>106</td> <td>日置診療所</td> <td>譲渡・除却</td> <td>施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。<u>なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※府中診療所、養老診療所については現状のまま維持する施設であるため対応方針の記載なし</p>	番号	施設名	方針		方針	内容	106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。 <u>なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。</u>
番号			施設名	方針																	
	方針	内容																			
106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。																		
番号	施設名	方針																			
		方針	内容																		
106	日置診療所	譲渡・除却	施設の老朽化が著しいため、廃止の方向で検討する。 <u>なお、橋北地域の医療のあり方については別途検討する。</u>																		



主な意見

<存続希望>

- 児童遊園の再編にあたっては、子供が歩いていけることを考えたのか。
- 島崎、桜山、波止場児童遊園の遊具が撤去され、子供の遊ぶ場所が無くなった。利用状況を確認の上、方針を決めてほしい。
- 亀ヶ丘児童遊園は子供たちが集団でよく遊んでおり、宮津祭りや和火の会場としても重要。



市の検討・結果

<少子化による利用者の減少>

○少子化に伴い、保育所、幼稚園、小学校の児童生徒数が、30年前の約4割に減少していることから、児童遊園の利用者も相対的に減少しています。

<保育所、幼稚園、小学校の児童生徒数>

区分	H元 (30年前)	H10 (20年前)	H20 (10年前)	H30
保育所	418人	322人	327人	324人
幼稚園	324人	231人	109人	58人
小学校	1,992	1,460	1,046	746
合計	2,734人	2,013人	1,482人	1,128人
減少数		△721人	△531人	△354人
減少率		△26%	△26%	△24%

<児童遊園が遠くなる>

○未就学の子どもは保護者同伴での利用が多いことを踏まえて、距離は遠くなるが利用可能なエリア単位で集約する児童遊園を定めました。

- ・市内に児童遊園は23施設がある中で、老朽化する遊具の更新が財政的に厳しい状況にある。
- ・地区ごとに集約して残す施設には、子育ての地域の拠点となるよう定期的な遊具の更新に努めます。
- ・屋内の遊び場として、福祉・教育総合プラザに「にっこりあ」(H29.11)を整備しました。
- ・島崎公園は、芝生広場での遊び場としており、遊具設置の予定は無いため集約する施設から削除します。(修正)

<遊具の撤去・廃止>

○集約する施設以外の児童遊園は、老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討します。

<廃止後の跡地活用>

○跡地活用は公民連携等で有効活用に努めます。

- ・公民連携など有効な利活用に努めます。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討します。(追加)
- ・なお、借地については、土地所有者と返還に向けた協議を進めます。(追加)



●上記を踏まえ、跡地活用の記載を加えます。

## 【再編方針書（案）】

現行案	市の検討・結果																																																																																																																																												
<p><b>(10) 児童遊園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童遊園について、公共建築物に準じて次のように再編方針を定める。</li> <li>少子化に伴い施設利用者が減少していることを踏まえ、次のとおり施設の集約を進める。集約する施設には、子育ての地域の拠点となるよう定期的な遊具の更新等を行う。</li> <li>集約化する施設以外の児童遊園は老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討し、<u>遊具の除却や民間への有償譲渡に努める。有償譲渡までの間、地元活用を検討する。</u></li> </ul> <p>&lt;地区別の再編方針&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地区</th> <th>再編方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津地区</td> <td>八幡児童遊園※、<u>島崎公園</u>、滝上児童公園に集約</td> </tr> <tr> <td>上宮津地区</td> <td>旧上宮津小学校の一部に集約</td> </tr> <tr> <td>栗田地区</td> <td>小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約</td> </tr> <tr> <td>由良地区</td> <td>旧由良小学校の一部に機能集約</td> </tr> <tr> <td>吉津地区</td> <td>須津公園へ集約</td> </tr> <tr> <td>府中地区</td> <td>府中公園及び府中ふれあい広場※に集約</td> </tr> <tr> <td>日置地区</td> <td>日置地区内の公共用地に機能集約</td> </tr> <tr> <td>養老地区</td> <td>旧養老中学校の一部に機能集約</td> </tr> </tbody> </table> <p>※・・・八幡児童遊園、矢原児童遊園、獅子児童遊園、府中ふれあい広場は、現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。</p> <p><b>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>浜公園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>他の施設に集約</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀ヶ丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>京街道児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>波路町児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>波路児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>問屋町児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>旭が丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>第2旭が丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>鳥が尾第1児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>天神児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>新宮児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>タヶ丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>岩ヶ鼻児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td>(同上)</td> </tr> </tbody> </table>	地区	再編方針	宮津地区	八幡児童遊園※、 <u>島崎公園</u> 、滝上児童公園に集約	上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約	栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約	由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約	吉津地区	須津公園へ集約	府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約	日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約	養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約	2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	3	京街道児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	4	波路町児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	5	波路児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	10	天神児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	12	タヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等	(同上)	<p><b>(10) 児童遊園</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童遊園について、公共建築物に準じて次のように再編方針を定める。</li> <li>少子化に伴い施設利用者が減少していることを踏まえ、次のとおり施設の集約を進める。集約する施設には、子育ての地域の拠点となるよう定期的な遊具の更新等を行う。</li> <li>集約化する施設以外の児童遊園は、老朽化した遊具を随時撤去しながら廃止を検討する。</li> <li><u>廃止後の跡地活用については、公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。</u></li> <li><u>なお、借地については、土地所有者と返還に向けた協議を進める。</u></li> </ul> <p>&lt;地区別の再編方針&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地区</th> <th>再編方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宮津地区</td> <td>八幡児童遊園※、滝上児童公園に集約</td> </tr> <tr> <td>上宮津地区</td> <td>旧上宮津小学校の一部に集約</td> </tr> <tr> <td>栗田地区</td> <td>小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約</td> </tr> <tr> <td>由良地区</td> <td>旧由良小学校の一部に機能集約</td> </tr> <tr> <td>吉津地区</td> <td>須津公園へ集約</td> </tr> <tr> <td>府中地区</td> <td>府中公園及び府中ふれあい広場※に集約</td> </tr> <tr> <td>日置地区</td> <td>日置地区内の公共用地に機能集約</td> </tr> <tr> <td>養老地区</td> <td>旧養老中学校の一部に機能集約</td> </tr> </tbody> </table> <p>※・・・八幡児童遊園、矢原児童遊園、獅子児童遊園、府中ふれあい広場は、現状のまま維持する施設であるため、以下の対応方針は記載しない。</p> <p><b>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>浜公園</td> <td>除却・譲渡等</td> <td rowspan="13">他の施設に集約。<u>公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>亀ヶ丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>京街道児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>波路町児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>波路児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>問屋町児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>旭が丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>第2旭が丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>鳥が尾第1児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>天神児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>新宮児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>タヶ丘児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>岩ヶ鼻児童遊園</td> <td>除却・譲渡等</td> </tr> </tbody> </table>	地区	再編方針	宮津地区	八幡児童遊園※、滝上児童公園に集約	上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約	栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約	由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約	吉津地区	須津公園へ集約	府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約	日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約	養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約	番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約。 <u>公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。</u>	2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	3	京街道児童遊園	除却・譲渡等	4	波路町児童遊園	除却・譲渡等	5	波路児童遊園	除却・譲渡等	6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等	7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等	10	天神児童遊園	除却・譲渡等	11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	12	タヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等
地区	再編方針																																																																																																																																												
宮津地区	八幡児童遊園※、 <u>島崎公園</u> 、滝上児童公園に集約																																																																																																																																												
上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約																																																																																																																																												
栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約																																																																																																																																												
由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約																																																																																																																																												
吉津地区	須津公園へ集約																																																																																																																																												
府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約																																																																																																																																												
日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約																																																																																																																																												
養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約																																																																																																																																												
番号	施設名	今後の対応方針																																																																																																																																											
		方針	内容																																																																																																																																										
1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約																																																																																																																																										
2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
3	京街道児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
4	波路町児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
5	波路児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
10	天神児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
11	新宮児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
12	タヶ丘児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等	(同上)																																																																																																																																										
地区	再編方針																																																																																																																																												
宮津地区	八幡児童遊園※、滝上児童公園に集約																																																																																																																																												
上宮津地区	旧上宮津小学校の一部に集約																																																																																																																																												
栗田地区	小寺公民館、小田宿野公民館、矢原児童遊園※、獅子児童遊園※へ集約																																																																																																																																												
由良地区	旧由良小学校の一部に機能集約																																																																																																																																												
吉津地区	須津公園へ集約																																																																																																																																												
府中地区	府中公園及び府中ふれあい広場※に集約																																																																																																																																												
日置地区	日置地区内の公共用地に機能集約																																																																																																																																												
養老地区	旧養老中学校の一部に機能集約																																																																																																																																												
番号	施設名	今後の対応方針																																																																																																																																											
		方針	内容																																																																																																																																										
1	浜公園	除却・譲渡等	他の施設に集約。 <u>公民連携など有効な利活用に努める。それまでの間は、老朽化した遊具を撤去した上で、現状での地元活用を検討する。</u>																																																																																																																																										
2	亀ヶ丘児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
3	京街道児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
4	波路町児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
5	波路児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
6	問屋町児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
7	旭が丘児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
8	第2旭が丘児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
9	鳥が尾第1児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
10	天神児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
11	新宮児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
12	タヶ丘児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											
13	岩ヶ鼻児童遊園	除却・譲渡等																																																																																																																																											

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
14	漁師町(消防車庫横) ※借地	除却	他の施設に集約
15	百合が丘児童遊園 ※借地	除却	(同上)
16	中津児童遊園 ※借地	除却	(同上)
17	鏡ヶ浦児童遊園 ※借地	除却	(同上)
18	港児童遊園 ※借地	除却	(同上)
19	日置浜児童遊園 ※借地	除却	(同上)

目標フェーズ2（概ね5年超～10年以内の実施を目標）

番号	施設名	今後の対応方針	
		方針	内容
14	漁師町(消防車庫横) ※借地	除却	他の施設に集約。 <u>借地のため土地所有者と返還に向けた協議を進める。</u>
15	百合が丘児童遊園 ※借地	除却	
16	中津児童遊園 ※借地	除却	
17	鏡ヶ浦児童遊園 ※借地	除却	
18	港児童遊園 ※借地	除却	
19	日置浜児童遊園 ※借地	除却	



主な意見
<p>&lt;散乱ゴミ、屋外排泄の問題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●休止中とはいえ、駐車台数もあり、ゴミが散乱していることもあって清掃が必要である。</li> <li>●閉鎖されているが、駐車場や自動販売機が利用でき、ゴミだけが散乱している状況である。閉鎖するなら、駐車場に入れないようバリケードなどを施すべきではないか。</li> </ul> <p>&lt;他の公衆便所に比べて利用は多い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公衆便所は、以前は大型観光バスが立ち寄り、常時車が2~3台(多いときは5~6台)駐車していて、かなりの利用者があった。</li> <li>●現状維持の4ヶ所と比較して、便所の利用者が多かったにも関わらず廃止とは納得できません。7月18日の説明会では近くにローソンにあるから言われた。</li> </ul> <p>&lt;地域活性化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●由良川、鉄橋を望めるロケーションの良い場所・施設をしっかりと認識してほしい。</li> <li>●由良地区はみかん、オリーブなど観光面に優れている。地域と連携することも検討されたい。</li> <li>●地域としては、国道沿いに小さくても道の駅が整備されたら良いと考え、公園利用と一体的に、観光客を迎えられるようにしたい。</li> <li>●訪れてくださる人々に、休息の場として気持ちよく過ごしていただくため存続してほしい。</li> <li>●地域住民で出来ることはやりたいが、高齢化が進み限界がある。市の方でも、こうした実情を踏まえ、一定の方針を出してほしい。</li> <li>●個人で浄化槽を設置、幼稚園も小学校も無くなり、トイレまで除却されるのは由良のイメージダウンになる。</li> </ul>



市の検討・結果
<p>&lt;散乱ゴミ、屋外排泄の問題&gt;</p> <p>○財政健全化に向けた取組みとして、便所を閉鎖(H31.4)したが、駐車場を開放し自動販売機も稼働している中、便所棟を存置していることで、ドライバーの休憩所となっていることが原因と考えています。<u>散乱ゴミ、屋外排泄の問題は、早期解決に向けて対策を講じます。(追加)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・反対意見はあったが、地元活用の場合は再開もありうるとした上で、H31.4休止した。</li> <li>・維持費の効果 H30 : 746 千円 R 元 : 196 千円 (55 千円)</li> </ul> </div> <p>&lt;他の公衆便所に比べて利用は多い&gt;</p> <p>○便所利用の多くは、休憩中のドライバーや由良川関連のレジャー等での利用と考えられ、本来目的のもみじ公園への来訪者の利用は少ないと考えています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(汲取量の比較)</p> <p>もみじ公園 (H30) 27,162ℓ ※簡易水洗</p> <p>&gt;由良中央 (R 元) 6,696ℓ&gt;越浜 (R 元) 3,912ℓ&gt;喜多駅 (R 元) 1,836ℓ、金引 (H28-H30) 1,140ℓ</p> <p>(公園整備の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉施設の整備を希望する市民から、公園部分の 6,909 m<sup>2</sup>は H2.6 寄付。</li> <li>・駐車場部分の 1,594 m<sup>2</sup>は H3.8 買収 約 4,000 千円</li> <li>・H3 年度に公園造成 約 6,000 万円</li> <li>・H4 年度に修景施設、駐車場、便所等整備 約 10,800 万円</li> </ul> </div> <p>&lt;地域活性化&gt;</p> <p>○もみじ公園の駐車場や便所を、ドライバー等の休憩所の目的で、行政として維持する必要は無いと考えています。<u>公園全体の民間活用も含めて地元と協議しながら(追加)、有効な利活用の検討します。</u></p> <div style="text-align: center; margin: 20px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●上記を踏まえ、もみじ公園全体の民間活用の可能性も含めて、地域と協議しながら検討します。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については、早期解決に向けて対策を講じます。</li> </ul>

## 【再編方針書（案）】

現行案				修正案																															
<p>⑥ 公園関係</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">番号</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">施設名</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">方針</th> <th style="width: 65%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">150</td> <td>亀ヶ丘児童遊園（便所）</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">151</td> <td>安寿の里もみじ公園（便所）</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を<u>検討する。</u></td> </tr> </tbody> </table>				番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	150	亀ヶ丘児童遊園（便所）	譲渡・除却	児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。	151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を <u>検討する。</u>	<p>⑥ 公園関係</p> <p>目標フェーズ1（概ね5年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">番号</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">施設名</th> <th colspan="2" style="width: 75%;">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">方針</th> <th style="width: 65%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">150</td> <td>亀ヶ丘児童遊園（便所）</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">151</td> <td>安寿の里もみじ公園（便所）</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も<u>含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。</u></td> </tr> </tbody> </table>				番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	150	亀ヶ丘児童遊園（便所）	譲渡・除却	児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。	151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も <u>含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。</u>
番号	施設名	今後の対応方針																																	
		方針	内容																																
150	亀ヶ丘児童遊園（便所）	譲渡・除却	児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。																																
151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中であり、便所機能としては廃止する。もみじ公園全体の民間活用の可能性を <u>検討する。</u>																																
番号	施設名	今後の対応方針																																	
		方針	内容																																
150	亀ヶ丘児童遊園（便所）	譲渡・除却	児童遊園と同時に用途廃止し、児童遊園敷地とセットで、現状のまま譲渡する方向で進める。																																
151	安寿の里もみじ公園（便所）	譲渡・除却	現在休止中。もみじ公園全体の民間活用の可能性も <u>含めて地域と協議しながら検討する。なお、散乱ゴミ、屋外排泄の問題については早期解決に向けて対策を講じる。</u>																																

主な意見

<金引の滝便所> ※R2.3 議会 全協質疑

- 金引きの滝トイレは除却する方針となっているが、これまで市として金引の滝をPRしてきて、海外からの来客もある状況。
- 観光地として残す施設にメリハリをつけたり、下水化できないものはバイオマストイレを設置するなど別の観点はないのか。

<喜多駅前広場便所>

- 喜多駅前広場公衆便所は駅利用者が限定的であるため廃止となっているが、駅利用者だけでなく、今福の滝の見学者や杉山のトレッキング客などにも広く利用されている。



市の検討・結果

<金引の滝便所>

- 現便所施設は、老朽化が著しく汲取り式のため、衛生面や安全面からも継続使用は困難と考えています。
- また、水洗化は、下水道本管から距離があり、多額の費用が掛かるため財政的に困難です。
- 汲取り量も少なく、子どもや都会からの来訪者は利用していないと考えています。

- ・金引の滝の利用者：観光客などGW、夏休み期間中（特にお盆） ※通年開放
- ・汲取り量の比較：  
由良中央（R元）6,696ℓ > 越浜（R元）3,912ℓ > 喜多駅（R元）1,836ℓ > 金引（H28-H30）1,140ℓ
- ・下水道本管から約200m ※下水道区域外
- ・便所：汲取り式、小2、大（和式）1 維持管理費（H30）56千円



- 上記を踏まえ、現便所施設は用途廃止し除却します。  
なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進めます。（修正）

<喜多駅前広場便所>

- 現便所施設は、駅利用者のために広場と一体的に整備されたものですが、駅利用者が非常に少ない現状から、本来目的での継続使用は必要ないものと考えています。
- また、水洗化は、下水道本管から距離があり、多額の費用が掛かるため財政的に困難です。

- ・乗車人員（R元）：喜多駅 151人/年 宮村駅 2,053人/年
- ・下水道本管から約280m ※下水道区域外
- ・便所：汲取り式、小2、大（和式）1 維持管理費（H30）83千円
- ・今福の滝、杉山トレッキング客などの集合場所で地域振興上必要な施設として地元要望。



- 上記を踏まえ、現便所施設は用途廃止し除却します。  
なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進めます。（修正）

#### <越浜海岸便所>

- 海水浴、釣り客等が畑や草むら等いたるところで用をたす状況に苦慮し、市に要望して公衆便所が設置された。(清掃管理は自治会、維持管理費は市と取り決め)
- 廃止すれば、屋外排泄など地区の衛生状況の悪化が懸念される。
- 便所管理を行ってきた駐車場経営者等の高齢化しており、今後は地元管理が困難。
- 自治会が無償譲渡を受ける場合、観光客のみが利用するトイレの維持管理費を自治会で負担する理解が得られない懸念がある。
- 公衆便所を廃止する場合は海岸での海水浴やキャンプ等を禁止し、違法駐車を取り締まりを強化してほしい。

市の観光資源を高齢化の進む自治会まかせとしている現状のみなおしをお願いしたい。

#### <由良中央公衆便所>

- 由良中央の公衆便所も利用は多い。
- 以前中央のトイレの改修を要望し、市も計画準備していたことからもみじ公園のトイレ閉鎖に賛同した。2ヶ所とも廃止されると困る。
- 以前に中央トイレの改修を要望し、市も計画準備をしていたことから、もみじ公園トイレの閉鎖に賛同した。これまでに市に要望書を出しているの確認されたい。

#### <越浜海岸便所>

- 現便所施設は、夏季の海水浴シーズンに合わせて地元の島陰自治会の清掃協力のもと設置しています。
- 現便所施設は、汲取り式のため、衛生面や安全面からも継続使用は困難と考えています。
- また、水洗化は、浄化槽の設置が必要で、多額の費用が掛かるため財政的に困難です。

- ・夏季の海水浴シーズンのみ開放 (R2はコロナの影響で閉鎖)
- ・市の指定海水浴場ではなく市の観光政策の観点からは不要
- ・便所：汲取り式、小3、大(和式)4 維持管理費 (H30) 43千円
- ・浄化槽人槽の試算：便器の数7基×16人=112人槽
- ・市と島陰自治会が清掃管理に関する覚書 (H4.12) 清掃は自治会、維持管理費は市負担。



- 上記を踏まえ、現便所施設は用途廃止し除却します。  
なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進めます。(修正)

#### <由良中央公衆便所>

- 夏季の海水浴シーズンの使用が多く、夏季は地元浜茶屋の清掃協力のもと設置しています。
- 現便所施設は、汲取り式のため、衛生面や安全面からも継続使用は困難と考えています。
- また、水洗化は、浄化槽の設置が必要で、多額の費用が掛かるため財政的に困難です。
- 海岸沿いの府有の公衆便所の利用に加え、夏季は仮設トイレの増設で対応可能と考えています。

- ・由良中央公衆便所から府有の公衆便所までの距離：約490m ※通年開放
- ・夏季には仮設トイレ設置 (H30) 1基 (R元はコロナ影響で未設置) ※施設用地は民地
- ・便所：汲取り式、小4、大(和式)8 維持管理費 (R元) 478千円
- ・近くにある府の公衆便所の浄化槽規模で  
概算整備費 30,000~50,000千円の試算 ※放流工事等は別途必要
- ・近年の由良自治連要望の回答  
H27、28、30：トイレ改修等のあり方、時期等を検討する。  
R元、2：財政健全化を進める中で、当面の間施設改修は行わない。



- 上記を踏まえ、現便所施設は用途廃止し除却します。  
ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置します。

## 【再編方針書（案）】

現行案		修正案																																													
<p><b>⑤ 公衆便所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆便所は、使用状況（使用量）を踏まえ、下水道接続済みまたは隣接道路で接続可能な公衆便所であつ利用の多い公衆便所は維持し、下水化等を実施する。</li> <li>・それ以外の公衆便所は、基本、廃止後に市で除却するが、<u>地元管理を希望する場合は無償譲渡する。</u></li> </ul> <p>目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">141</td> <td><u>金引公園（便所）</u></td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。<u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">142</td> <td>喜多駅前広場公衆便所</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。<u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">143</td> <td>越浜海岸公衆便所</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。<u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">144</td> <td>由良中央公衆便所</td> <td style="text-align: center;">除却</td> <td>海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。</td> </tr> </tbody> </table>		番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	141	<u>金引公園（便所）</u>	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>	142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>	143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>	144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。	<p><b>⑤ 公衆便所</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆便所は、下水道接続済みまたは隣接道路で接続可能な公衆便所であつ利用の多い公衆便所は維持し、下水化等を実施する。</li> <li>・それ以外の公衆便所は、基本、廃止後に市で除却する。</li> <li>・<u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u></li> </ul> <p>目標フェーズ 1（概ね 5 年以内の実施を目標）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">番号</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th colspan="2">今後の対応方針</th> </tr> <tr> <th>方針</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">141</td> <td><u>金引の滝便所</u></td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。<u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">142</td> <td>喜多駅前広場公衆便所</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。<u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">143</td> <td>越浜海岸公衆便所</td> <td style="text-align: center;">譲渡・除却</td> <td>夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。<u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">144</td> <td>由良中央公衆便所</td> <td style="text-align: center;">除却</td> <td>海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。</td> </tr> </tbody> </table>		番号	施設名	今後の対応方針		方針	内容	141	<u>金引の滝便所</u>	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u>	142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u>	143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u>	144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。
番号	施設名			今後の対応方針																																											
		方針	内容																																												
141	<u>金引公園（便所）</u>	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>																																												
142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>																																												
143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>ただし、地元管理で継続を希望する場合は施設を現状のまま地元へ無償譲渡する。</u>																																												
144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。																																												
番号	施設名	今後の対応方針																																													
		方針	内容																																												
141	<u>金引の滝便所</u>	譲渡・除却	利用者が限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u>																																												
142	喜多駅前広場公衆便所	譲渡・除却	駅利用者の使用は限定的であること、下水道本管から距離があり水洗化には多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u>																																												
143	越浜海岸公衆便所	譲渡・除却	夏季のみの開放で利用者が限定的であること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。 <u>なお、地域振興上必要な場合は、今後の新たな管理のあり方について地元・関係者との協議を進める。</u>																																												
144	由良中央公衆便所	除却	海岸沿いに府有の公衆便所（水洗化）があること、水洗化には浄化槽設置に多額の費用が必要なことから用途廃止し除却する。ただし、夏季の海水浴シーズンには仮設トイレを設置する。																																												